

手数料などの諸費用について（米国株）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、当社でお取引いただく際の手数料を記載しています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。本書面に記載のない商品・サービスについては、当該商品・サービスの契約締結前交付書面等をご参照ください。

米国株取引

1 約定ごとに手数料がかかります。

手数料

約定代金×0.45%（税込 0.495%）、上限 20 米ドル（税込 22 米ドル）

※電話でのお取引はお受けしていません。

※約定代金が 2.22 米ドル以下の場合、手数料は無料です。

米国株信用取引

1 約定ごとに手数料がかかります。

手数料

約定代金×0.30%（税込 0.33%）、上限 15 米ドル（税込 16.5 米ドル）

※電話でのお取引はお受けしていません。

※約定代金が 3.33 米ドル以下の場合、手数料は無料です。

諸経費

信用管理費	無料
名義書換料	

信用取引配当落調整額

買建玉：（配当金－所得税源泉徴収相当額）の受け取り

ご注意

- ※ 現引を行うことにより追加で発生する費用はありません。
- ※ 手数料は、原則として個別のご注文の約定代金に応じて表示します。小数点以下の端数がでた場合は切捨てます。
- ※ 金利は、その時々金利情勢等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。なお、すでに保有されている建玉も、変更基準日を超えて保有した場合には、同日以降変更後の金利が適用されます。
- ※ 金利は、受渡ベースでの両端入れ（建日、返済日、当社休業日を含む）です。
- ※ 日計り取引時の金利は無料です。

各種手数料

・書面の交付等、各種事務処理に要する手数料として、当社は所定の手数料（基本料・管理料等の手数料以外の名称による場合を含む）を申し受けることができるものとし、その上限は、1 件につき 1,000 円（税込 1,100 円）とします（件数の計算基準は、書面および事務処理の内容により異なります）。また、各種事務処理に際し、当社が負担する費用については、その負担額の範囲において、当該手数料とは別にこれを申し受けることができるものとし、

その他

お客様が受渡日を過ぎても当社への債務を履行しない時は、当社は年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

以上